

○厚生労働省告示第三百七十三号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年十二月十三日

厚生労働大臣 田村 憲久

別表に第 32 部として次のように加える。

〔以下略〕